乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和元年８月)

８月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	千歳相互観光バス株式会社（法人番号７４３０００１０４３７９９）　代表者中村敬臣	北海道千歳市里美２丁目１番５	長都営業所	北海道千歳市北信濃８５９－２	R1.08.08	文書警告	道路運送法第１２条第１項他８件	令和元年６月１８日、営業所新設を端緒として監査を実施。９件の違反が認められた。 （１）運賃料金、運送約款の掲示義務違反（道路運送法第１２条第１項）、（２）事業計画の事前変更届出違反（道路運送法施行規則第１５条第１項）、（３）疾病、疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項）、（４）運転基準図の作成、運転者への指導義務違反　記載事項の不備（旅客自動車運送事業運輸規則第２７条第１項）、（５）乗務員台帳の作成義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３７条第１項）、（６）乗務員台帳の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３７条第１項）、（７）運転者に対する指導監督違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）、（８）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項）、（９）書類の適切管理義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第６９条）	０	０
２	岩見沢小型ハイヤー株式会社（法人番号３４３０００１０４６３２７）　代表者大場信夫	北海道岩見沢市志文町９６６番地８	本社営業所	北海道岩見沢市志文町９６６番地８	R1.08.23	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項	令和元年６月２０日、新規許可を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。 （１）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項）	０	０
	以下余白									